白山 松風台自治会 平成25年度防災計画

1 目的

この計画は、白山・松風台自治会自主防災会(以下「本会」という)規約第7条に基づき地震 その他の災害(以下 地震等という)による人的、物的被害の発生及び拡大を防止するための 防災活動に必要な事項を定める。

2 計画事項

この計画に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 防災組織の編成及び任務分担に関すること
- (2) 防災知識の普及に関すること
- (3) 防災訓練の実施に関すること
- (4)情報の収集、伝達に関すること
- (5) 出火防止、初期消火に関すること
- (6) 救出救護に関すること
- (7) 避難誘導に関すること
- (8) 高齢者・要援護者等の救護に関すること
- (9)給食、給水に関すること
- (10) 関係機関との調整・協議に関すること

3 防災組織の編成及び任務分担

地震等発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、別紙のとおり防災組織を編成する。 また、避難所における被災者支援体制については状況に即応した臨時組織を別途策定する。

4 防災知識の普及 啓蒙等

防災知識の普及、対応力を高めるため次の普及活動を実施する。

- (1) 防災・救護等の知識及び防災計画に関すること
- (2) 地震等についての知識に関すること
- (3) 各家庭における防災等についての知識に関すること
- (4) その他防災に関すること

5 防災の心構え

大地震等の発生時は、自己の安全確保を優先する。次に隣近所での互助により、お互いに助け合う。このため、日常的に隣近所との意思疎通を図る。続いて市などの救助体制を待つことになる。 発災当初については、他からの救援は期待できないので、48時間分の給食給水が出来るよう日頃の 準備を心がける。

6 防災訓練

大地震等の発生に備えて、情報収集、初期消火、避難等が迅速かつ的確に行えるようにするため消防署等防災機関の指導を受けて、次の訓練を実施する。

- (1)訓練の種別
 - ア 安否確認、情報収集訓練
 - イ 初期消火訓練
 - ウ 救出救護訓練
 - 工 避難訓練
- (2) 防災訓練等の計画と実施

3月の東日本大震災の発生日前後に、自治会としての防災訓練等を実施し、住民の防災意識 を高めていく。

- (3) 防災訓練への参加
 - ア 今年度の東松山市防災訓練は、高坂丘陵地区が担当する。このため、積極的に参加し防災 知識、防災に対する対応力を身につけられるようにする。
 - イ、秋に実施予定の自治会連合高坂丘陵支部防災訓練に積極的参加する。

7 情報の収集伝達

情報収集は、基本的には各自が市の防災無線やメディア等を利用して実施することを基本とする。 避難時の情報伝達は、被害状況を正確に把握し、市防災担当に提供する。また、各種情報収集と ともに、必要な情報を避難住民に伝達する。

8 出火防止、初期消火

防災担当者は、災害発生時における出火防止を図るため、次の事項の点検整備を各家庭で実施出来るよう指導していく。

- (1) 火気使用設備・器具の点検
- (2) 危険物等の保管状況の点検
- (3) 電気器具、コンセント、ブレーカーなどの状況点検
- (4) 各自が災害時の火災防止のため、初期消火の知識と消火器の使用訓練を徹底する。

9 救援活動と避難誘導

大災害時には、隣近所と連携してお互いに救出救護活動を行う。このための訓練を実施する。 災害時の指定避難場所への誘導は、別途安全な避難ルートを指定し非常時体制により避難誘導する。

10 要救護者については別途各班毎の救護者リストを作成し、毎年更新し保管する。

作成するリストは、要介護者、病弱、幼少、その他高齢等により自力で行動が困難な人達で、別途市と連携して実施する。発災時における要援護者の扶助活動については別途体制、方法などを検討していく。

また、本年度から市が予定する要救護者リストのデータ収集活動に積極的に参加する。

11 給食・給水

避難場所における給食・給水については、別途市の防災組織と協議しその方針に沿う。

12 関係機関との協議、指導

本会は、その活動が円滑に推進されるよう、消防署等の防災機関と連絡を密にし随時指導を受ける。